

# 日野町の国民健康保険財政の現状

わが国では、すべての人が医療保険に入るとい制度（国民皆保険制度）のもと、誰もが安心して医療を受けられるようになっていいます。職場の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人以外が、国民健康保険（国保）に加入し、その運営は、各市区町村が保険者となって行っています。この国保の制度のしくみや日野町が運営する国保の現状についてお知らせします。

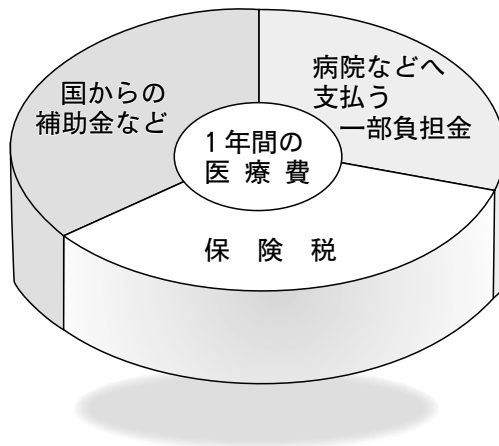
## ◆国保を支える主な財源

**国** 保は、病気やケガに備えて、加入者みんなで保険税を出し合い、医療費の負担や加入者の健康づくりに役立てる助け合いの制度です。国保制度を支える主な財源は、加入者から納めていただく保険税と国からの補助金などです（図1参照）。

## ◆増え続ける国保会計の負担

**日** 野町の国保の医療費は、毎年増え続けています（表1・表2参照）。また、平成14年度の制度改正により、老人医療を受給する年齢が70歳から75歳以上に順次引き上げられました。これにより、制度のしくみとして国保会計が負担する金額が増えることとなりました。

図1 国保制度の財源



加入者の皆さんが、医療機関の窓口で支払われているのは、医療費の一部で、残りは国保会計が負担しています。医療費が増えると、国保会計が負担する金額も増えることになります。



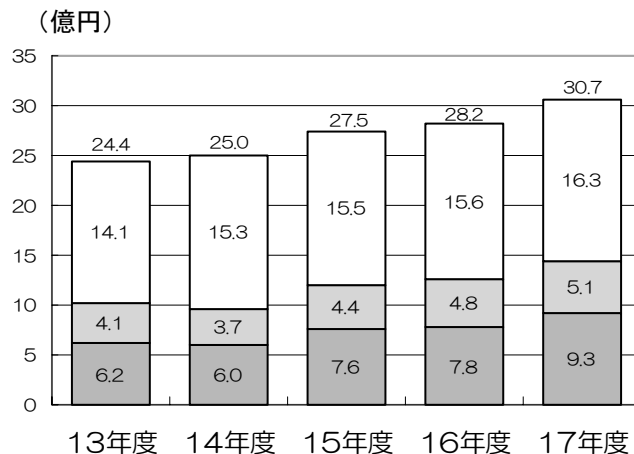
### 医療費が増える原因

**【人口構造の高齢化】**  
医療を受ける回数が多く期間が長い中高齢者の人口が増加傾向にあります。

**【生活習慣病の増加】**  
長期療養を必要とする心臓病やがん、脳卒中など生活習慣病と呼ばれる慢性疾患の患者が増えています。

**【医学・医療技術の進歩】**  
新しい機器や薬などが開発されたことで、治療にかかる費用も増えています。

表1 制度別に見た日野町の医療費

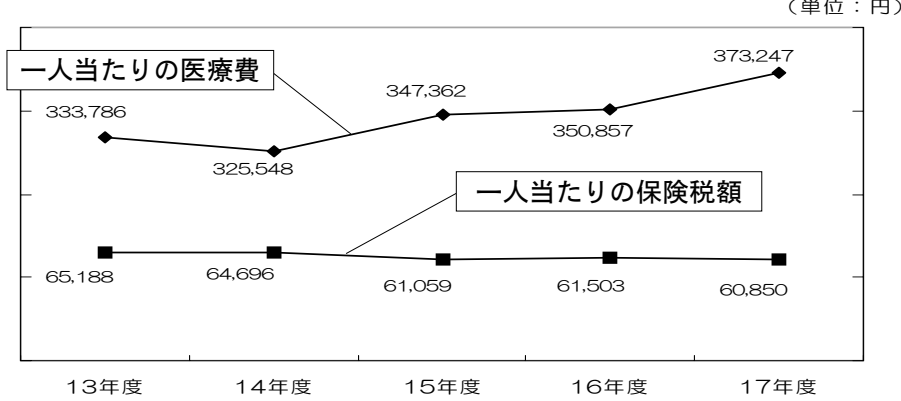


□老人 老人保健制度(国保加入者に限る)で使われた医療費  
□退職 退職者医療制度で使われた医療費  
□若人 0歳~74歳(退職・老人以外)までの国保加入者の医療費

## ◆厳しさを増す国保会計

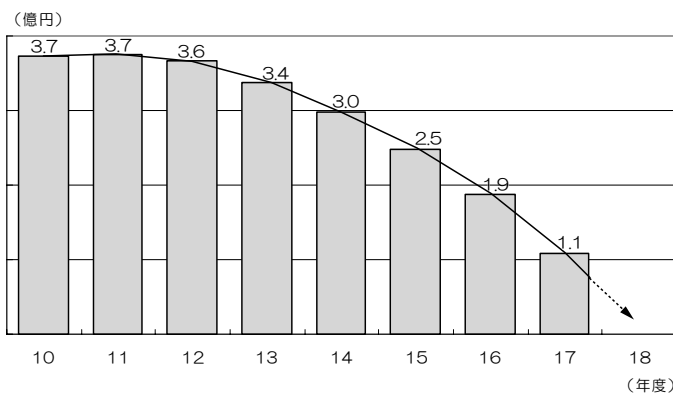
**保** 険税は、年間に必要と推計される医療費を基に、各市区町村で決めることが基本となっていることから、保険税の額はそれぞれ異なっています。日野町では、ここ近年、医療費の増加傾向や制度改正という状況の変化にもかかわらず、保険税率の改定を行っていません。

表2 一人当たりの医療費と保険税額の推移



そのため、国保会計は毎年の保険税で負担がまかえない程、大変厳しい状況になっています。これまで、こうした保険税の不足分を「国民健康保険財政調整基金」という「貯金」の取り崩しなどにより補ってきました。平成16年度には6千万円、平成17年度には8千万円の基金を取り崩しています。平成18年度の医療費がこのまま推移すれば、基金が底をつくことが予想されます(表3参照)。

表3 国民健康保険財政調整基金残高の推移



なお、被保険者間の公平な負担や国保制度を維持するために、保険税の収納確保についても引き続き取り組んでいきます。

### ◆適正な国保会計の運営を

こうしたことから、国保財政の健全化を図るために、適正な保険税の水準に改定することを基本に、現在、国保の運営協議会にて審議していただいています。

また、医療費の適正化に向けて、国保の保健事業で健康教室や生活習慣病対策など、町民の健康づくりに取り組んでいきます。

正しく知って、  
みんなで実践しましょう！

ちょっとした心がけで、  
医療費を節約できます



### 医療費を節約しましょう

- ①お医者さんのかけもち、重複受診は避けましょう
- ②薬を必要以上にもらわないようにしましょう
- ③かかりつけ医を持ちましょう
- ④定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう

### 退職者医療制度の対象となったら、必ず届け出をしましょう

退職者医療制度では、保険税のほか、職場の保険(社会保険など)からの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象となっているにもかかわらず届け出がされなければ、拠出金で負担してもらえ医療費の分まで国保が負担することにな

ります。

加入者の皆さんの負担を軽減することにもつながりますので、対象となったら必ず届け出をしましょう。届け出には、国民健康保険被保険者証(保険証)と印鑑が必要です。退職者医療制度の対象の方は、現在、青色の保険証が交付されています。

### 【退職者医療制度の対象】

75歳未満で次のすべてに当てはまる人と、その被扶養者。

- ①国保に加入している人
- ②老人保健で医療を受けていない人
- ③厚生年金や共済組合などから老齢(退職)年金をもらっている人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある人

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
☎ 6571 有線 7784